

令和4年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年4月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年4月26日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	： 1番	： 松村 孝市	会長代理	： 2番	： 榎本 太
委員	： 3番	： 本間 浩	委員	： 4番	： 南波 雅子
委員	： 5番	： 澁谷 和幸	委員	： 6番	： 柳澤 兵庫
委員	： 7番	： 田村 信秀	委員	： 8番	： 西奈美 公平
委員	： 9番	： 藤村 信広	委員	： 10番	： 忠 貞夫
委員	： 11番	： 川上 勝之	委員	： 12番	： 今井 輝子
委員	： 13番	： 馬場 勝	委員	： 14番	： 安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委員	： 中条	： 15番	： 佐藤 隆	委員	： 中条	： 16番	： 高橋 一栄
委員	： 乙	： 17番	： 小泉 正	委員	： 乙	： 18番	： 石栗 博美
				委員	： 築地	： 20番	： 浮須 宗之
委員	： 黒川	： 21番	： 今井 明	委員	： 黒川	： 22番	： 片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委員：築地：19番： 小熊 威

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第4号議案 令和4年度事業計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番澁谷和幸委員、6番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月28日、胎内市農業再生協議会総会が産業文化会館会議室で開催され、会長が出席しております。</p> <p>4月18日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入る前に、3月総会の第3号議案の利用権移転での質疑について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>3月総会の第3号議案の利用権移転で、川上委員よりご質問いただいております件について説明いたします。</p> <p>質問は、苔実で新たに設立した農事組合法人について、代表者は秋葉区で法人を作っていて2つ法人を作るメリットはあるのか、という内容でございました。</p> <p>今回の参考資料といたしまして、「農業経営を法人化しませんか」というパンフレットをめぐった中にあります、会社法人と農事組合法人の比較の欄を参照しながら説明させていただきます。</p> <p>まず、秋葉区での法人は流通関係の株式会社であり、農業には携わっていない会社であります。これとは別に、代表者は個人として五泉市に農地を所有し農業を行っているということでもあります。</p> <p>今回胎内市に農業参入する際、経理上、農業生産部門と流通部門をはっきりと分けたいということであり、この流通部門の株式会社ではなく、新たに農事組合法人を設立したということでした。</p> <p>株式会社でも農業を行うことができますが、パンフレットにありますとおり、農業を行う場合、農事組合法人の方が税制面などのメリットがあることとなります。</p> <p>回答としましては、経理上、新たに農事組合法人を設立したということでありましたが、その方が農業を行う上では税制面などのメリットも受けられるということでもあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

2 番	代表者はそういうような形で色分けしていますが、構成員の場合は株式会社に勤めている者が農業の作業に参加しても大丈夫なの？そういう繋がりはないか？
事務局	構成員としてということでありますけども、従業員として働くものであればその辺の縛りはないかと思います。
2 番	そうならば両方から給料がもらえるということか。
事務局	それはそれで会社として整理するかと思います。
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 それでは引き続き日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 1 番の案件は、熱田坂地内の休耕畑において、通路及び資材置場を整備するための転用で、申請者の父が平成 6 年頃に宅地から裏の市道へ出入りするための通路を整備しておりましたが、今回資材置場を整備するにあたり、許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。 申請面積は 229 m ² 、土地売買価格は〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。 第 1 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 議案書 1 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
11 番	それでは、ご報告いたします。 去る 4 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、通路及び資材置場のための転用が 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという顛末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。

議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案について県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 2 号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、築地地内の畑について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 1,057 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、3 番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>第 2 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 17 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、申請地の隣接地を耕作していることから、農地の集積・集約化につながるものであります。</p>

	<p>なお、売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第2号議案の所有権移転の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の1番から14番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが9件、経営移譲により使用貸借権を新規に設定するものが2件、労力不足により賃借権を再設定するものが2件の、計14件であります。</p> <p>1番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、19,000円であります。</p>

	<p>2番から5番は、労力不足により認定農業者等に3年間から4年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は6,000円から20,000円であります。</p> <p>この5番及び次ページの6番は、令和2年12月に設立された法人でありまして、農地所有適格法人の要件を満たしており、今回新たに賃借権を設定するものであります。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>6番から10番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から20,000円、またはコシヒカリ60kgであります。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>11番と12番は、経営移譲により10年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>13番と14番は、労力不足により認定農業者等に10年間から20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円、またはコシヒカリ180kgであります。</p> <p>第2号議案の利用権設定の1番から14番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の1番から14番の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の1番から14番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが9件、経営移譲により使用賃借権を新規に設定するものが2件、労力不足により賃借権を再設定するものが2件の、計14件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の1番から14番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の1番から14番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の利用権設定の1番から14番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定の15番から19番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定の15番から19番をご説明いたします。</p> <p>15番は、労力不足により認定農業者に4年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>16番から19番は、労力不足により認定農業者等に4年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は4,000円から18,200円であります。</p> <p>第2号議案の利用権設定の15番から19番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の15番から19番の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の15番から19番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の15番から19番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
20番	<p>利用権設定ですけれども4,000円というのが、17番と19番がありますが、どういう設定なのでしょう。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては山間部の農地であり大変条件が違う、水利などの条件も違いまして、それぞれ条件によって金額が分かれており、その中で安い方というところがありました。</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の利用権設定の 15 番から 19 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 15 番から 19 番については、承認することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案の利用権設定の 20 番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定の 20 番をご説明いたします。 20 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70 kg であります。 第 2 号議案の利用権設定の 20 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 20 番の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案の利用権設定の 20 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の利用権設定の 20 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けい</p>

	<p>たします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の利用権設定の20番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の20番については、承認することに決定いたしました。 次に、第2号議案の利用権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権移転をご説明いたします。 議案書7ページをお願いします。 第2号議案の利用権移転の1番から4番は、経営移譲による利用権移転が2件、法人設立による利用権移転が2件の、計4件であります。 1番と2番は、後継者に経営移譲することによるものであります。 3番と4番は、移転する者が代表理事となる農事組合法人を設立したことによるものであります。 どちらも利用権設定の内容に変更はありません。 第2号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権移転の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案の利用権移転の1番から4番は、経営移譲による利用権移転が2件、法人設立による利用権移転が2件の、計4件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 2 号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>第 2 号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、令和 5 年度着工予定の県営経営体育成基盤整備事業鍬江地区の対象区域として整備するため、2 名 3 筆を農用地区域に編入するものであります。</p> <p>申請地は、基盤整備事業の対象地として区画の拡大や農道の拡幅、用排水の整備等が行われることで、農作業の効率化、担い手への集積・集約化が図られることが考えられます。</p> <p>9 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「令和 4 年度事業計画(案)について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案をご説明いたします。 議案書 10 ページをお願いします。 第 4 号議案は、令和 4 年度における農業委員会の事業計画を定めるもので、農業委員会のホームページで公表されるものです。 事業計画の内容につきましては、これまでの事業を概ね承継しておりますが、農水省ガイドラインを踏まえまして、名称や時期の変更、最適化活動の取組について記載しております。 昨年度からの変更点といたしましては、2 番(3)の①優良農地の確保と無断転用の防止に関する事項では、市内全域における農地パトロールと利用状況調査を、県内統一の活動強化月間と合わせて 6 月～8 月及び 10 月～12 月に強化月間を設定しております。 (4)の一番下に新規参入相談会等への参加を追加いたしました。これは農業委員会の活動目標のうちの一つとして位置づけられているためであります。 議案書 11 ページをお願いします。 (6)農地利用最適化活動については、新たな農地利用最適化を踏まえ、①日常生活を起点とした活動の実施と②活動記録簿への記帳を加えております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第4号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和4年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年4月26日

議 長

5 番

6 番
